

## 第15章 環境規制

### 1. 総論：環境規制の位置づけ

マレーシア政府は、環境規制がプロジェクトの初期の段階で検討されるべく法的、制度的な枠組みを用意しており、会社の設立や事業に関する許認可の取得を第 1 レベルとし、その次の段階（第 2 レベル）として、環境に関する要求を満たし、アセスメントを行うことを求めている。

### 2. 関連法規・機関

環境規制についての中心的な政府機関は、天然資源・環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）の環境局（Department of Environment）である。

環境規制の中心的な法規則は以下の 2 つである。

- ・ 1974 年環境基準法（Environmental Quality Act 1974）
- ・ 1987 年環境基準(規制対象事業、環境インパクトアセスメント)命令( Environmental Quality (Prescribed Activities) (Environmental Impact Assessment) Order 1987（「環境基準（EIA）命令」）

### 3. 環境に関する必要事項

環境基準法及びその付属規定に基づき、産業活動を行うには、下記項目について、事前に環境基準事務局長（Director General of Environmental Quality）の認可（approval）を取得すること等が必要である。

- (1) 用地適正評価
- (2) 環境影響評価（Environmental Impact Assessment : EIA、規制対象事業について）
- (3) 建築についての書面による許可（permission）
- (4) 焼却炉、燃料焼却装置又は煙突の設置についての書面による認可（approval）
- (5) 規制対象建物及び規制対象乗り物の使用及び占有ライセンス

#### (1) 用地適正評価(Site Suitability Evaluation)

用地は、工事された構造計画や地域計画、周辺の土地の利用状況、セットバックや緩衝地帯の提供状況、追加的な汚染負担量の受け入れ能力、廃棄物処理要件などに関する整合性の観点から評価される。

(2) 環境影響評価(Environmental Impact Assessment : EIA、規制対象事業について)

規制対象事業

事業を行おうとする者は、当該事業が規制対象事業に該当する場合、当該事業を管轄する連邦・州当局から認可を受ける前に、環境基準事務局長から EIA 認可を取得しなければならない。規制対象業種は、環境基準 (EIA) 命令において定められている。

< 規制対象業種 >

規制対象の業種は以下のとおりである。

農業 (500ha 以上の森林の農業用地への転換等)、空港、排水路・灌漑 (ダム・人工湖の建設、湖の拡張)、土地の造成、漁業 (港の建設・拡張等)、林業、住宅、工業 (下記参照)、インフラストラクチャー、港湾、鉱業、石油、発電所及び送電施設、採石場、鉄道、運輸、リゾート・娯楽施設開発、廃棄物処理・処分施設、水の供給

詳細事項については、環境基準 (EIA) 命令を参照

例えば、工業の場合、以下のものが規制対象業種とされている。

図表 15-1 工業に関する規制対象業種

(a) 化学	単一製品又は複合製品の生産能力が、1日あたり100トンを超える場合
(b) 石油化学	すべての規模
(c) 非鉄初期精錬	アルミニウム：すべての規模 銅：すべての規模 その他：1日あたり50トン以上の製品を生産する場合
(d) 非金属	セメント：クリンカーで1時間あたり30トン以上 石灰：生石灰回転炉で1日あたり100トン以上、 又は垂直炉で1日あたり50トン以上
(e) 鉄鋼	生産用の原材料として、 1日あたり100トン以上の鉄鉱石を使う場合、又は 1日あたり200トン以上の鉄スクラップを使う場合
(f) 造船所	載貨重量トン数が5,000トン以上の場合
(g) パルプ・製紙産業	生産量が1日あたり50トン以上の場合

(出所) MIDA ウェブサイトより作成

調査主体

EIA 調査は、環境局に登録された EIA コンサルタントによってなされなければならない。EIA コンサルタントのリストは、環境局のウェブサイトにて確認することができる。

EIA 手続きの種類

EIA には、初期 EIA と詳細 EIA がある。初期 EIA は、当該活動が環境に対してどのようなインパクトがあるかを評価するものであり、承認の取得には約 2 週間かかる。

詳細 EIA は、環境に対して大きな影響を与えるプロジェクトにおいて求められるもので

あり、承認の取得には約 12 週間かかる。詳細 EIA が求められる活動のリストは下記のとおりであるが、環境局長官は下記以外でも必要に応じ、詳細 EIA を求めることができる。とされる。

図表 15-2 詳細 EIA が求められる活動のリスト

1 鉄鋼
2 パルプ・製紙産業
3 セメントプラント
4 石炭火力発電所の建設
5 ダムや水力発電所の建設
6 土地の造成
7 焼却施設（特定廃棄物固形廃棄物）
8 ごみ処分場
9 急斜面の土地を50%以上含む土地の造成プロジェクト（採石場を除く）
10 500haを超える面積の伐採
11 国立海洋公園とされるエリアにある島における観光・娯楽施設の建設
12 鉛酸蓄電池廃棄物のための回収施設の建設
13 市民の取水口の上流に位置して大量の水を廃棄する特定廃棄物の回収・処理施設
14 非鉄初期精錬

（出所）天然資源・環境省資料より作成

### (3) 建築についての書面による許可(permission)

土地や建物を規制対象場所に変えることとなる建物（パーム油工場、天然ゴム加工工場、特定廃棄物の処理・廃棄施設）の工事を行おうとする者は、事前に、環境基準事務局長の書面による許可を取得しなければならない。この申請には一定の手数料が必要である。

### (4) 焼却炉、燃料焼却装置又は煙突の設置についての書面による認可(approval)

下記の活動を行おうとする者は、事前に、環境基準事務局長の書面による認可を受けなければならない。なお、認可の申請には、手数料は不要である。

1978 年環境基準規定（クリーンエアー）の規定 4 及び付表 1 に詳述されている施設（煙を排出する施設、粉末燃料並びに一定の固形燃料や液体若しくは気体燃料を消費する発電施設等）を、居住地域周辺に新たに設置すること

1978 年環境基準規定（クリーンエアー）の規定 36 及び 38 に記載されている燃料焼却装置（焼却炉を含む）の建設、設置、移転、又は変更

但し、当該燃料焼却施設が、1 時間あたり 30kg 以上の粉末燃料若しくは固形燃料、又は 15kg 以上の液体若しくは気体燃料を消費する場合  
不純物を排出する煙突の、建設、設置、移転又は変更

(5) 規制対象建物及び規制対象乗り物の使用及び占有ライセンス

下記の「規定不動産」(prescribed premises)を占有し、運営するには、ライセンスが必要となる。

- ・ パーム油の製油所
- ・ 天然ゴムの加工工場
- ・ 特定廃棄物の処理・処分施設

下記の要件を満たす「規定乗物」(prescribed conveyance)の利用には、ライセンスが必要となる。

- ・ 乗り物内部にある機械装置により駆動されるもの
- ・ 陸上又は水上での使用のために作られ、又は改良されたもの
- ・ 特定廃棄物の移動、運搬、配置又は処分のために用いられるもの

(6) 建設についての書面による告知

以下の場合には、環境基準事務局長に対して、書面による告知をしなければならない。

排水を土壌、内海又はマレーシアの領海に排出すること

固形廃棄物の処理場又は埋立地の上で業務をすること、及び新たな浸出水の原因となりうる施設又は建物を土地に建設すること

その他、産業排水又は混合排水の新たな排出原因となりうる土地・建物での業務等

(7) その他

上記のほか、ガス状廃棄物の排出、下水・産業排水・浸出水、オゾン破壊物質、特定廃棄物の管理等について規制がある。

#### 4. 有毒・有害廃棄物の保存、処理及び処分、汚染規制装置設置についてのインセンティブ

有毒・有害廃棄物の保存、処理及び処分に主として取り組む企業は5年間のパイオニア・ステータスを取得することができ、その他輸入税及び販売税の免税措置も用意されている。

また、汚染をコントロールする装置を工場に導入した企業向けに、特別の資本控除が用意されている。